

○金融庁告示第 号

金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）第二十条第三項第一号イ及び第三号並びに第四項本文及び第二号並びに第六十二条第一項第十号の規定に基づき、法人から除かれるもの等を次のように定め、令和三年十一月一日から適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

（法人から除かれるもの）

第一条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二十条第三項第一号イ及び第六十二条第一項第十号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国
- 二 地方公共団体
- 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人
- 四 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方

公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

五 国若しくは都道府県の利子補給若しくは財政支援のある農業資金又は貸付けに関して地方公共団体若しくはこれに準ずる機関の関与のある農業資金を借り入れている法人（他に事業に必要な資金を借り入れているものを除く。）

2 府令第二十条第三項第一号イに規定する金融庁長官が定めるものは、同号イの規定により資金の貸付け（手形の割引を含む。）を行う銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。次条において同じ。）が株式会社商工組合中央金庫以外である場合にあっては、前項各号に掲げるものに加え、次に掲げるものとする。

一 日本銀行

二 次に掲げるもの

イ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項第四号（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げるもの

ロ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第十一条第十二項第四号に掲げるもの（イに

掲げるものを除く。）

ハ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第十二項第四号に掲げるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第十一項第五号に掲げるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

ホ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第十二項第四号に掲げるもの（イからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第十条第十一項第五号に掲げるもの（イからホまでに掲げるものを除く。）

ト 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十条第十一項第五号に掲げるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

（特例地域金融機関である場合の措置）

第二条 府令第二十条第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置は、次に掲げるもののいずれかとす

る。

一 銀行等の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者（当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（府令第二十条第一項第二号又は第四号から第七号までに掲げるものに限る。次号において同じ。）の締結の媒介を行わないことを確保するための措置

二 銀行等の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者の関係を保険契約者又は被保険者とする保険契約の締結の媒介を行った場合について、当該保険契約の締結の媒介が府令第二十条第二項第三号に規定する保険媒介業務に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者（事業に必要な資金の貸付け及び保険媒介業務に関して顧客と応接する業務を行わない者に限る。）を主たる営業所又は事務所及び保険媒介業務を行う営業所又は事務所（同号に規定する保険媒介業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責

任者を配置しているものに限る。) に配置する措置

(特例地域金融機関)

第三条 府令第二十条第四項に規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 一般社団法人全国地方銀行協会(昭和二十五年三月十一日に社団法人地方銀行協会という名称で設立された法人をいう。) 又は一般社団法人第二地方銀行協会(昭和二十年十月一日に社団法人全国無尽協会という名称で設立された法人をいう。) の会員である銀行

二 信用金庫

三 労働金庫

四 信用協同組合

五 金融サービスの提供に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。) 第二十二條第二号に規定する農業協同組合

六 令第二十二條第五号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合

七 株式会社埼玉りそな銀行

第四条 府令第二十条第四項第二号に規定する金融庁長官が定める保険は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同号に規定する金融庁長官が定める金額は、同表の中欄に掲げる保険の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額とする。

項 保 険	金 額
一 医師により人が疾病にかかったと診断されたこと（以下この項及び四の項において「疾病診断」という。）又は人が保険約款所定の介護を要する状態になったこと（以下この項及び四の項において「要介護」という。）を保険事故とする保険（次の項から四の項までに掲げるものその他疾病診断又は要介護以外の事実を同時に保険事故とするもの及び当該保険に係る保険金その他の給付金（以下この項において「診断等給	当該保険事故のうちの一の保険事故の発生につき百万円（診断等給付金であつてその支払により死亡給付金の全額が減額されることとされてゐるものがあるときは、百万円に当該死亡給付金の額を加算した額）

<p>付金」という。)の支払により、当該人の死亡を保険事故とする保険に係る保険金その他の給付金(以下この項において「死亡給付金」という。)の額の全額が減額されることとされているもの(死亡給付金の額が診断等給付金の額を下回らないものに限る。)を除く。</p>	<p>二 人が入院したことを保険事故とする保険</p>
	<p>次のイ又はロに掲げる保険の区分に応じ、保険事故に係る入院一日につき当該イ又はロに定める金額(一日を超える一定期間の入院を保険事故として支払われる保険金その他の給付金にあつては、一日当たりの額に換算するものとする。)。ただし、保険契約者を同一とする保険が当該イ及びロに掲げる保険のいずれにも該当す</p>

	<p>三 人が手術その他の治療（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号に規定する評価療養に該当するものを除く。）を受けたことを保険事故とする保険</p>
<p>るときは、当該イに掲げる保険について支払うことを約した金額と当該ロに掲げる保険について支払うことを約した金額との合計額は、一万円を超えることができない。</p> <p>イ 保険事故に係る入院が特定の疾病の治療のための入院に限られる保険 一万円</p> <p>ロ イ以外の保険 五千円</p>	<p>次のイ又はロに掲げる保険の区分に応じ、一の保険事故の発生につき当該イ又はロに定める金額。ただし、保険契約者を同一とする保険が当該イ及びロに掲げる保険のいずれにも該当するときは、当該イに掲げる保険について支払うことを約した金額と当該ロに掲げる保険について</p>

	<p>四 疾病診断又は要介護を保険事故とし、かつ、当該保険事故が発生した後の保険約款所定の時期における被保険者の生存を保険事故とする保険</p>
<p>支払うことを約した金額との合計額は、四十万円を超えることができない。 イ 保険事故に係る手術その他の治療の目的が特定の疾病の治療に限られる保険 四十万円 ロ イ以外の保険 二十万円</p>	<p>当該保険に係る保険金その他の給付金の支払の期間一月につき合計五十万円（一月を超える期間ごとに支払われる保険金その他の給付金にあつては、一月当たりの額に換算するものとする。）</p>

備考

この表において「特定の疾病」とは、悪性新生物、心臓疾患及び脳血管疾患のうち少なくとも一の疾病を含む十を超えない範囲内の数の疾病であつて、保険会社（金融サービスの提供に関する法律（平成

十二年法律第一百一号) 第十一条第三項第一号に規定する保険会社をいう。)、外国保険会社等(同項第二号に規定する外国保険会社等をいう。)、又は少額短期保険業者(同項第三号に規定する少額短期保険業者をいう。))が保険約款に定めているものとする。